

仕様書

広島県ホームページ広告掲載取扱要領第 12 条第 4 項に規定する仕様書は、次のとおりとする。

1 業務名 広島県ホームページ広告掲載取扱事業

2 用語の意義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広島県ホームページ：広島県（以下「県」という。）が管理するホームページをいう。
- (2) 広告：文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものを含む。

3 広告を掲載するページ及び枠数等

トップページとする。

ページタイトル	URL※	位置及び枠数
トップページ	pref.hiroshima.lg.jp/	ページ内の広告掲載欄に 12 枠（6 枠×2 段）まで表示

※http://www. を省略して表示

5 広告の種類

広告の種類は、バナー広告とする。

6 ページユーザビリティの保持

広告の作成に当たっては、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりする恐れがあるため、使用することができない。

ア 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」、「注意」などあたかも警告を発しているような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも画面下方に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) GIF アニメーションの使用

GIF アニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは使用できない。

イ バナー広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を 2 秒以上とする。

ウ その他画面が点滅するものは、1 秒間に 2 回以上の点滅をさせないものとする。

(3) 県ホームページとの区別化

閲覧者が県ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがある表現又は閲覧者が広島県の事業であると錯誤する恐れのある表現を使用してはならない。

(4) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなけれ

ばならない。

(5) その他の注意事項

- ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること
- イ ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと
- ウ ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと